

## 施策・基本事業評価表

作成日 平成 24 年 6 月 20 日

基本目標No.	3	基本目標名	健やかで笑顔あふれるまち
施策No.	28	施策名	社会保障制度の適切な運営
主管課名	市民課	主管課長名	川上 昭
関係課名	税務課 社会福祉課 健康センター		

施策が目指すすがた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民誰もが健康で文化的な生活を送っています。</li> <li>・国民健康保険などの医療保険制度が適切に運営され、保険制度の安定化が図られています。</li> </ul>
-----------	---

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担や地域等への期待など	市・事業所 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に対する意識を高め、健康診査を受診します。</li> <li>・かかりつけ医を持つなど適正な医療受診に努めます。</li> </ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康や医療に対する意識の高揚を図り、医療費の適正化に努めます。</li> <li>・年金事務所と連携して、国民年金制度の周知・啓発に努めます。</li> <li>・生活困窮者の実態把握に努め、自立に向けた助言指導を行います。</li> </ul>
	その他	

施策の成果達成にあたっての現状と課題	<p>【医療保険】高齢社会が進展する中、年々医療費が増加し、医療保険事業の運営が厳しい状態にあります。今後は、市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、適正な制度運用を行っていく必要があります。</p> <p>【生活保護】長引く不況の影響での失業者の増加により、生活保護世帯が増加しています。社会保障制度の適正な運用に努めるとともに、就労や自立支援に努める必要があります。</p> <p>【国民年金】厳しい経済不況による保険料の未納など国民年金を取り巻く状況は厳しくなっています。そのため、国民年金制度の啓発に努め、負担の公平化と未加入の解消を図っていきます。</p>
--------------------	---



施策No.	28	施策名	社会保障制度の適切な運営
23年度の 評価結果 (基本事業 の成果を考 慮し記載)	1. 施策(基本事業)の成果水準とその背景(近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること)		
	ア. 成果水準の推移(成果水準がここ数年どのように推移しているかを中心に記述) 【医療保険】魚津市は、従前より他市よりも1人当たりの医療費が高かったが、平成22年度に国平均の1.13倍を超えたため、高医療費の指定を受けました。その対策として、多受診・重複受診対策等の適正化対策を推進します。 【生活保護】生活保護は、平成22年度末は138世帯、156人であったが、平成23年度末では141世帯155人と横ばい状態になりました。		
	イ. 近隣他市との比較(成果水準が近隣他市と比較してどうであるかを中心に記述) 【医療保険】1人当たり医療費 魚津市297,301円 滑川市281,677円 黒部市260,147円 県平均271,963円であり、かなり高くなっています。 【生活保護】保護率 魚津市0.35%であり、近隣市町村よりは高くなっています。(黒部市0.20% 滑川市0.25%)		
ウ. 住民期待水準との比較(成果水準が住民が期待していると思われる水準と比較してどうであるかを中心に記述) 少子高齢化社会の進展による将来の医療保険制度や年金についての不安が増加するとともに、生活保護世帯が増加しているため、不正受給等生活保護制度の適正な運用に対する市民の関心が高まっています。			
2. 施策の成果実績に結びついているこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括 (ここ数年の間、施策及び基本事業の成果向上に貢献してきた主な事務事業の取り組み内容を中心に記述)			
【医療保険】 医療費適正化対策として、次の指導啓発事業を実施しました。 ・多受診・重複受診者に対して健康センター保健師による巡回指導を行いました。 ・健康保険証更新時にジェネリック薬品の案内書とジェネリック薬品の希望カードを配布しました。 ・特定健診の未受診者対策として受診勧奨案内状発送しました。 【生活保護】生活困窮者の適切な実態把握と適正な制度運営を推進するとともに、自立に向けた指導を行っています。 ・平成21年3月に「魚津市生活保護被保護者の就労支援プログラム実施要領」を策定し、積極的な就労支援を行いました。 ・平成22年4月より住宅手当緊急特別措置事業で配置している就労支援専門員やハローワークと連携し、就労支援プログラム等や「福祉から就労」支援事業を積極的に活用することで、早期の自立を促しました。 ・平成24年3月に電気・水道等のライフライン事業者及び新聞販売業者に対して、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう福祉部局と連絡・連携体制について再確認したうえで、生活困窮者が福祉事務所に相談等を促すパンフレットを窓口を設置するよう依頼しました。 【国民年金】 年金制度の理解のための広報活動や学生特例や減免の受付を行い、将来、無年金者が発生しないように努めています。			
3. 施策の課題認識及び24年度の取り組み状況(予定) (23年度末で残った課題、既に24年度に取り組んでいること、又は取り組むこととしている予定を記述)			
【医療保険】 平成23年度からヘルスアップ事業に取組み、健康センター、社会福祉課包括支援センター予防係と連携し、特定健診のデータを生かした生活習慣病を中心に健康の保持向上を図る事業を行っています。24年度も引き続きヘルスアップ事業に取組み、重症化予防、糖尿病対策に努めます。 【生活保護】 業務実施方針に基づいて生活保護世帯の生活実態を的確に把握して、個々のケースについて援助方針を策定した上で、訪問格付に基づいて適正な進行管理を行うことが必要です。特に、「福祉から就労」支援事業を活用するなど、自立に向けた助言・指導を積極的に実施します。 ・専任のケースワーカー2名＋査察指導員1名の体制に、兼務のケースワーカー1名を追加して、体制を強化します。 ・住宅手当緊急特別措置事業が打ち切られた場合の対応策が必要です。 【国民年金】 年金事務所と連携した年金制度の広報活動を行うとともに、職員研修に努め相談体制の強化を図ります。			
部会評価 (協議結果、 今後の方針 及び課題等 について記 載)	※施策の重要度※	通常	
	医療保険(国民健康保険・後期高齢医療保険)は、高齢化の急速な進展により、加入者の高齢化と低所得化が進み、医療給付と保険料収入のバランスを保つ努力が求められています。医療データの分析を進め、検診受診率の向上や保健指導の強化により、加入者の健康の保持向上を図るよう努めます。 生活保護・国民年金は法定受託事務であることから、法令に基づいて適切に処理することが求められています。また、生活保護制度については、保護世帯の著しい増加や不正受給などについて市民の関心が高まっているので、適正な運用に努めます。		
経営戦略会議における 施策の課題 及び方針	・健康に対する意識の高揚を図ることで医療費の適正化に努め、医療保険制度の安定的運営を推進します。 ・生活保護制度については、適正な運用に努めます。		